

令和3年8月18日
神栖市役所環境部 環境課
指定管理業者 (有) 神栖葬祭

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う斎場利用制限について（通知）

葬儀社の皆様におかれましては、斎場運営にご理解、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

さて今回、令和3年8月16日（月）茨城県にて非常事態宣言が発令されたことに伴い、感染拡大防止対策のため、清め酒等の酒類の提供を禁止させていただきます。

現在設けている斎場・火葬場の制限については以下のとおりとなります。

葬祭業者及び利用者の皆様には度重なる利用制限の変更など、ご不便をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 期間：令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）まで

※ 新型コロナウイルスの感染状況により期間が延長される可能性があります。

2 火葬場について

(1) 人数制限

火葬の参列者人数は、おおむね20名までとします。

3 火葬の待合について

(1) 車内での待合

車で来られた利用者には、なるべく車内にて待機して頂くようお願いいたします。

(2) 待合室の利用について

【かみす聖苑】

待合室か2階ロビーでの待合をお願い致します。ロビーの場合は、待合室の利用料金は発生致しません。

【はさき火葬場】

待合室の利用をお願い致します。利用料金は通常通りとなります。

4 館内について

(1) 館内での食事及び酒類の提供を禁止

食事の提供は、持ち帰りができる弁当等のみとします。

酒類の提供については、禁止させていただきます。